

「検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令案」について（意見募集）

令和6年3月26日

法 務 省

刑事訴訟費用等に関する法律の規定により証人に給すべき日当の最高額の改定に伴い、検察審査員等に給する日当の最高額を引き上げる必要があることから、本件について、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

<意見公募要領>

1 意見公募期間

令和6年3月26日（火）から令和6年4月24日（水）（必着）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。

電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

○インターネットによる提出の場合

電子政府の総合窓口e-Govの意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件への御意見（該当箇所の明示をお願いします。）を記入の上、提出してください。

○郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省刑事局総務課 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令案について）」と記載してください。

○電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

電子メールアドレス keiji7@i.moj.go.jp

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

※ 件名を「パブリックコメント（検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令案について）」と記載してください。

3 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

お寄せいただいた意見について個別の回答はいたしかねます。また、意見の概要は原則公表させていただき、その際、氏名（法人名）についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、意見概要の公表に際して匿名を希望される方は、その旨書き添えてください。